

舗装復旧について

1. 復旧断面

許可書に記載している復旧断面については、以下のとおりとする。

(単位：c m)

断面番号	1	2	3
道路現況	車道 (1層)	車道 (2層)	歩道 (一般)
復旧断面	<p>5 …(再生)密粒度アスファルト (13mm) 20 …(再生)粒度調整砕石 (RM-25)</p> <p>※薄層カラー舗装が施工されている場合は、RPN-301の同等品以上で施工すること。</p>	<p>5 …(再生)密粒度アスファルト (13mm) 5 …(再生)粗粒度アスファルト (20mm) 10 …(再生)粒度調整砕石 (RM-25) 15 …(再生)砕石 (RC-30)</p>	<p>4 …(再生)密粒度アスファルト (13mm) 10 …(再生)砕石 (RC-30)</p> <p>※薄層カラー舗装が施工されている場合は、RPN-501の同等品以上で施工すること。</p>
断面番号	4	5	6
道路現況	歩道 (透水性)	歩道 (乗入れ・1層)	歩道 (乗入れ・2層)
復旧断面	<p>4 …開粒度アスファルト (13mm) 10 …(再生)砕石 (RC-30) 5 …フィルター層 (砂)</p> <p>※薄層カラー舗装が施工されている場合は、RPN-502の同等品以上で施工すること。</p>	<p>5 …(再生)密粒度アスファルト (13mm) 20 …(再生)砕石 (RC-30)</p> <p>※薄層カラー舗装が施工されている場合は、RPN-301の同等品以上で施工すること。</p>	<p>5 …(再生)密粒度アスファルト (13mm) 5 …(再生)粗粒度アスファルト (20mm) 25 …(再生)砕石 (RC-30)</p> <p>※薄層カラー舗装が施工されている場合は、RPN-301の同等品以上で施工すること。</p>
断面番号	7	8	9
道路現況	歩道 (インターロッキング)	歩道 (透水性インターロッキング)	歩道 (乗入れ・インターロッキング)
復旧断面	<p>6 …インターロッキングブロック 3 …砂 10 …(再生)砕石 (RC-30)</p> <p>※インターロッキングについては、同等品以上とすること。</p>	<p>6 …インターロッキングブロック (透水性) 3 …砂 …透水シート 10 …(再生)砕石 (RC-30) 5 …フィルター層 (砂)</p> <p>※インターロッキングについては、同等品以上とすること。</p>	<p>8 …インターロッキングブロック 3 …砂 20 …(再生)砕石 (RC-30)</p> <p>※インターロッキングについては、同等品以上とすること。</p>
断面番号	10	11	12
道路現況	排水性舗装	改質Ⅱ型アスファルト舗装	保水性ブロック
復旧断面	<p>5 …ホーラスアスファルト (13mm) 5 …(再生)粗粒度アスファルト (20mm) 10 …(再生)粒度調整砕石 (RM-25) 10 …(再生)砕石 (RC-30)</p> <p>※薄層カラー舗装が施工されている場合は、RPN-302の同等品以上で施工すること。 ※耐熱性舗装が施工されている場合は、ホーラスコートケールと同等品以上とすること。</p>	<p>5 …改質Ⅱ型アスファルト (13mm) 5 …(再生)粗粒度アスファルト (20mm) 10 …(再生)粒度調整砕石 (RM-25) 15 …(再生)砕石 (RC-30)</p>	<p>6 …保水性・透水性ブロック 3 …砂 (RC-10) …透水シート 10 …(再生)砕石 (RC-30) 5 …フィルター層 (砂)</p> <p>※ブロックについては保水性・透水性ブロックを使用すること。</p>

※現況舗装断面が上表と異なる場合は、みち・みどり整備室協議の上、復旧断面を決定すること。

2. 本復旧の施行範囲

許可書に記載している本復旧範囲については、以下のとおりとする。

全面	全面復旧とする。
半面	半面復旧とする。（※影響範囲を考慮した上で道路の中心を越えない場合に適用）
立会	工事終了後、仮復旧の状態で見地立会により復旧範囲を決定する。

3. 工事実施基準

下記工事実施基準を確認の上、復旧工事を行うこと。

- (1) 工事施工前に工事概要を付近住民に周知し、理解と協力を得なければならない。
- (2) 道路を掘削する場合は、次の項目を遵守すること。
 1. 道路境界石、樹木その他道路付属物を一時撤去又は移設する必要がある場合は、事前に道路管理者に届け出て指示を受けること。
 2. 歩道コンクリート平板、インターロッキング及び道路境界石等は、破損しないように丁寧に取り外し、道路管理者の指示に従い措置を講じること。
 3. 舗装の取り壊しは切断機等により方形に切断すること。
 4. 掘削は溝掘又は壺掘によりおこない、えぐり掘りはおこなってはならない。
 5. 地下水、工事用排水等を最寄の排水施設、河川等へ放流するときは、事前に各施設の管理者の許可を得て沈砂、ろ過施設等を経て放流すること。
- (3) 道路掘削の埋め戻し工事をおこなう場合は、次の方法による。
 1. 埋め戻しは、良質土を使用すること。
（良質土：敷均し・締固めの施工が容易で締固めの強度が大きく、圧縮性が少なく、透水性が良く雨水等の浸透に対して強度低下が生じない材料）道路土工 カルバート工指針より抜粋。
 2. 掘削坑内に他の埋設物がある場合は、必要に応じて当該埋設物の管理者に立会を求め物件の支持状態等を確認した後に埋め戻すこと。
 3. 埋め戻しは、層厚20cm毎にランマーその他適切な締め固め機械で、十分締め固めること。
 4. 掘削跡を仮復旧する場合は、周囲の路面と高低が生じないように施工すること。
- (4) 工事現場には、腕章により明示された現場責任者を常駐させること。
- (5) 工事区域付近の舗装、側溝及び樹等は、常に清掃、維持及び補修を行うこと。
- (6) 道路において、路面を損傷するおそれがある時は、必要な防止措置を講じること。
- (7) 工事区域外で進入等により、構造物等に影響を与えた時は、原因者で現況復旧すること。
- (8) 掘削土砂の積載及び運搬については、道路を汚損しないよう必要な措置を講じること。